

平成29年度 税制改正大綱

配偶者控除の見直しなどを盛り込んだ平成29年度与党税制改正大綱が平成28年12月8日に決定しました。大綱の内容は国会での審議を経て、ほぼそのまま平成29年3月末に税制改正法案として成立する見込みです。

そこで、今回は公表された大綱のうち、注目すべき項目のいくつかを簡単に紹介したいと思います。

個人所得課税関係

⑤ 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

夫が会社員、妻がパートで働いている家庭の場合、現行の配偶者控除では妻の給与年収が103万円以下であれば、夫は38万円の配偶者控除が受けられます。また、たとえ103万円を超えたとしても、妻の給与年収が141万円までは、段階的に配偶者特別控除が受けられます。これを今回の改正では、**配偶者控除を受けられる条件を103万円から150万円に、また、配偶者特別控除を受けられる上限を141万円から201万円に引き上げることとされました。**

一方、この改正により減ってしまう税収を補うために、**配偶者控除、配偶者特別控除共に夫の給与年収に応じて下記の通りに制限が設けられ、夫の給与年収が1,220万円を超えると、配偶者控除、配偶者特別控除共に受けられなくなります。**

夫の給与年収	配偶者控除の額	配偶者特別控除の上限額
1,120万円以下	38万円	38万円
1,170万円以下	26万円	26万円
1,220万円以下	13万円	13万円
1,220万円超	0円	0円

なお、この改正は平成30年分の所得税(住民税は平成31年度)から適用されます。

⑥ 医療費控除とセルフメディケーション税制の添付書類の変更

医療費控除又はセルフメディケーション税制の適用を受ける場合には、現行の医療費の領収書に代えて、医療費の明細書又は医薬品購入費の明細書を確定申告書に添付することになりました。

但し、その医療費の領収書や医薬品購入の領収書の提示や提出を求められる場合があるため、5年間は捨てずに保管しておく必要があります。

なお、この改正は平成29年分の所得税の確定申告から適用されます。

法人課税関係

所得拡大促進税制の拡充

所得拡大促進税制とは、従業員に払う給与が一定額以上増えていたら税額控除が受けられる、という制度です。制度の適用を受けるためには要件が3つあり、そのすべてを満たす必要があります。

今回の改正では、中小企業者以外の場合、これまでは単に「今年の支給額の平均が前年の支給額の平均よりも増えていること」だった要件のひとつが、「前年の平均よりも2%以上増えていること」と厳密化されました。但し、**中小企業者についてはこれまでどおりです。**

また、控除額は下記のとおりに変更になります。

●中小企業者以外の場合(①と②の合計額)

① (その年の給与等支給額－平成24年度分の給与等支給額)×10%

② (その年の給与等支給額－前年の給与等支給額)×2%

●中小企業者の場合

① (その年の給与等支給額－平成24年度分の給与等支給額)×10%

今年の支給額の平均が前年の支給額の平均よりも2%以上増えている場合には、下記の額が上乗せ(①と②の合計額)になります。

② (その年の給与等支給額－前年の給与等支給額)×12%

中小企業者等の軽減税率の特例の延長

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例(課税所得800万円以下の部分については法人税率15%)が平成31年3月31日以前開始事業年度まで延長されます。

資産課税関係

居住用超高層建築物に係る課税の見直し

これまで、いわゆるタワーマンションでは低層階よりも高層階のほうが分譲価格が高いにもかかわらず、部屋の広さが同じであれば、高層階でも低層階でも固定資産税は同額でした。

しかし今回の改正で、中間階を起点に、階数が1階上下するごとに約0.25%ずつ税額も上下に変動させることになりました。そのため、高層階では増税、低層階では減税となります。この改正は、平成29年4月1日以後に売買契約され、平成30年度から新たに課税されることになる、高さ60メートルを超える居住用のタワーマンションについて適用されます。

また、この措置は不動産取得税についても同様です。

なお、タワーマンションに関する相続税関係の見直しは、次年度以降に持ち越されました。

ご不明点等ございましたら、担当者までお問い合わせくださいませ。